

シェアリングエコノミー認証制度の仕組み

株式会社スペースマーケット コーポレート部
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 事務局
弁護士 石原 遥 平

目次

- ❑ 当協会の概要
- ❑ プラットフォーマーとしての責任
- ❑ 認証制度の仕組み
- ❑ ISO対応状況
- ❑ 本日のまとめ

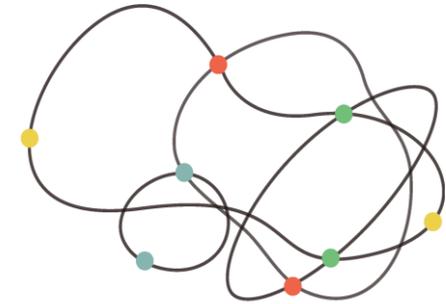


<http://sharing-economy.jp> お問い合わせ：info@sharing-economy.jp

電話番号：03-5759-0306

所在地：東京都千代田区平河町2-5-3 Nagatacho GRID

設立：2016年1月15日



**SHARING
ECONOMY**
ASSOCIATION JAPAN

【代表理事】

上田祐司（株式会社ガイアックス 代表執行役社長 CEO）

重松大輔（株式会社スペースマーケット 代表取締役 CEO）

【理事】

甲田恵子（株式会社AsMama 代表取締役社長 CEO）

角田千佳（株式会社エニタイムズ 代表取締役社長 CEO）

南章行（株式会社ココナラ 代表取締役）

吉田浩一郎（株式会社クラウドワークス 代表取締役社長 CEO）

中山亮太郎（株式会社サイバーエージェント・クラウドファンディング代表取締役）

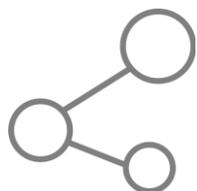
【アドバイザー】

鈴木敦子（NPO法人ETIC. 理事兼事務局長）

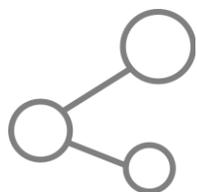
佐々木俊尚（IT ジャーナリスト）



すべての人が様々なカタチで、
経済行為に参加できる社会の実現



新しい経済行為を活性化させ、
日本経済全体の発展に寄与すること



プラットフォーム事業者の健全なる
ビジネス環境と利用者保護体制の整備

プラットフォームの責任・安全対策

シェアリングエコノミーに係る個別取引の関係法令

シェア形態	主な関連法令
自動車（ライドシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 旅客自動車運送事業運輸規則
自動車（貨物運搬シェア）	貨物自動車運送事業法 自動車損害賠償保障法
自動車（カーシェア）	道路運送法 自動車損害賠償保障法 道路運送車両法
宿泊所（自宅の一部）	旅館業法 旅行業法
別荘	旅館業法 旅行業法
労働力	労働者派遣法
料理	食品衛生法
観光ガイド	通訳案内士法 道路運送法 旅行業法
資金	貸金業法

シェアリングエコノミー検討会議・認証制度創設の背景等

日本の現状

米国や英国・ドイツなどの諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用率が総じて低い。

背景・理由

「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という意見・考えが浸透（40～50%）している。
「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えている。

課題

サービスを実装していく上で、安全性・信頼性の確保や認知度を向上させなければならない。

※『平成28年版情報通信白書』、PwC「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査 2017」の調査結果を参照

消費者の意識 (平成28年版情報通信白書より引用)

(単位：%)

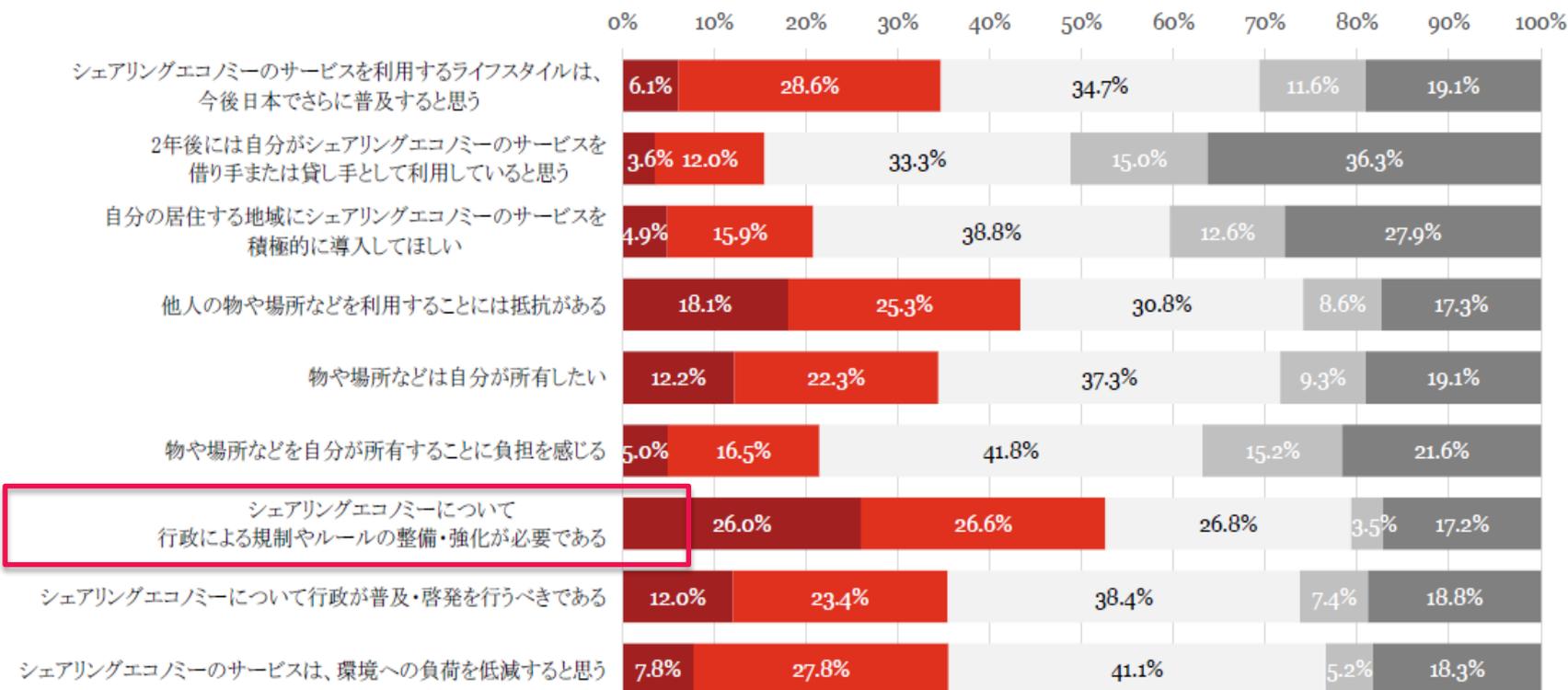
			企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから		利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから		事故やトラブル時の対応に不安があるから		サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから		個人情報の事前登録などの手続きがわずらわしいから		この中にはない	n	
民泊サービス	日本2015年	利用意向なし		23.2		9.2		61.1		20.2		30.7	-	1473	
	日本2016年	利用意向なし		31.5		6.1		53.6		11.6		19.0		22.7	680
		利用意向あり		25.7		15.4		44.1		11.1		18.3		16.2	320
	米国2016年	利用意向なし		33.8		9.6		32.5		7.0		5.4		45.1	461
		利用意向あり		54.0		21.5		28.7		10.2		7.5		10.6	539
	英国2016年	利用意向なし		31.2		12.3		33.6		5.7		8.2		40.3	567
		利用意向あり		38.7		31.1		28.6		8.4		5.1		10.7	433
	ドイツ2016年	利用意向なし		21.0		5.8		31.7		4.7		9.0		40.7	567
		利用意向あり		21.3		19.2		30.0		7.2		7.0		26.2	433
	韓国2016年	利用意向なし		27.9		22.8		55.9		15.2		21.6		12.4	225
利用意向あり			36.7		30.7		36.2		16.5		12.8		7.0	775	
中国2016年	利用意向なし		12.2		24.2		45.0		12.7		20.7		22.9	164	
	利用意向あり		41.8		20.1		26.2		14.0		14.7		10.8	836	
オーストラリア2016年	利用意向なし		38.8		12.6		35.1		7.5		10.9		33.1	529	
	利用意向あり		38.3		27.0		33.7		10.7		8.2		12.3	471	
インド2016年	利用意向なし		27.4		12.7		22.6		14.3		15.6		36.7	167	
	利用意向あり		55.4		28.3		18.1		10.7		7.1		4.3	833	
一般的ドライバーの自家用車に乗って 目的地まで移動できるサービス	日本2015年	利用意向なし		21.1		9.1		64.0		17.6		27.9	-	1548	
	日本2016年	利用意向なし		25.4		5.3		54.8		10.3		14.6		24.6	688
		利用意向あり		16.2		17.5		45.7		11.5		14.7		15.9	317
	米国2016年	利用意向なし		30.5		10.7		37.4		8.3		7.1		40.5	477
		利用意向あり		38.2		28.4		30.7		9.4		6.7		10.7	523
	英国2016年	利用意向なし		29.9		13.2		32.6		7.1		8.0		39.1	584
		利用意向あり		25.2		33.3		29.9		10.8		5.1		12.4	416
	ドイツ2016年	利用意向なし		17.6		5.2		35.1		5.7		6.1		41.1	623
		利用意向あり		18.5		17.5		33.4		6.7		6.8		26.9	377
	韓国2016年	利用意向なし		22.2		19.7		60.3		14.0		13.2		14.2	286
		利用意向あり		24.5		29.0		46.1		18.0		11.9		5.8	714
	中国2016年	利用意向なし		6.5		17.9		45.5		7.5		16.3		28.8	142
		利用意向あり		25.3		33.3		35.8		12.0		12.4		10.1	858
オーストラリア2016年	利用意向なし		35.7		10.5		37.5		8.3		8.6		32.6	519	
	利用意向あり		30.0		24.6		37.1		10.9		6.3		15.1	481	
インド2016年	利用意向なし		20.2		15.5		24.4		7.8		8.3		39.3	153	
	利用意向あり		35.1		39.1		25.6		12.3		5.0		4.9	847	

3-3 「シェアリングエコノミー」に関して感じること(対象:全員)

半数以上が「行政による規制やルールの整備・強化が必要」と回答（「あてはまる」「ややあてはまる」の合計）。
また、前出3-2では半数以上が「シェアリングエコノミーの影響を認識している」と回答した一方で、「2年後には自分がシェアリングエコノミーのサービスを利用していると思う」のは、計15.6%。

Q.「シェアリングエコノミー」について、ご自身が感じるお気持ちをお知らせください。

シェアリングエコノミーに関して感じること(n=2,000)



シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書

－シェアリングエコノミー推進プログラム－

2016年11月

シェアリングエコノミー検討会議
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

第3章

自主的ルールによるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

【基本理念】（※一部省略）

一億総活躍社会や地方創生等、我が国が抱える課題の解決に積極的かつ継続的に寄与することを大目標とし、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、シェア事業者等の安全性及び信頼性を確保し、もってシェアリングエコノミーに対する社会の信頼を拡大する。

【基本原則】

- ア. 安全であること
- イ. 信頼・信用を見える化すること
- ウ. 責任分担の明確化による価値共創
- エ. 持続可能性の向上

第3章

自主的ルールによるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保

【サービス提供に関する自己評価の実施】

- ア. 生命・身体に危害を与える**可能性評価**及び**構ずる対策**による
リスク低減効果の評価
- イ. **明らかな法令違反となる可能性評価**及び**講ずる対策**と明らかに
法令違反とならない**根拠の明確化**

【シェア事業者が遵守すべき事項】

- ア. 登録事項
- イ. 利用規約等
- ウ. サービスの質の誤解を減じる事前措置
- エ. 事後評価
- オ. トラブル防止及び相談窓口
- カ. 情報セキュリティ

シェアリングエコノミー認証制度の 取り組み



シェアリングエコノミー認証マークの付与

シェアリングエコノミー検討会議中間報告書（2016年11月に内閣官房IT総合戦略室が発表）のモデルガイドラインをもとに、政府による規制枠組みと民間の自主規制を組み合わせたハイブリッドなルールを策定。

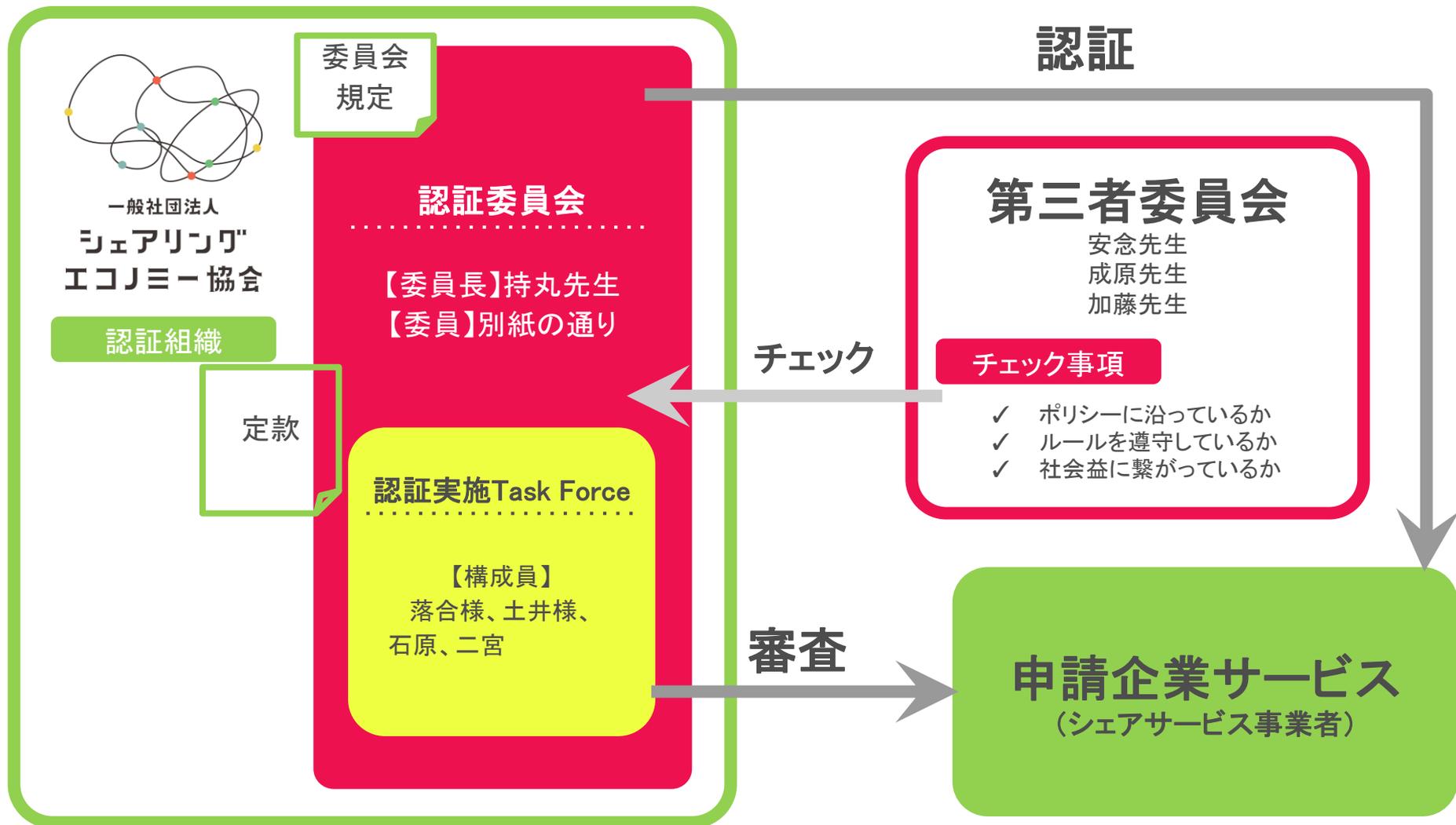
認証マークは、シェアリングエコノミー未経験者の不安を取り除き、シェアサービスを1回でも利用してもらうことを目的としています。外部有識者を含む委員会によるサービスの認証を通じて、安全性及び信頼性の確保に真摯に取り組んでいるプラットフォーム事業者を明らかにすると同時に、その取り組みをベストプラクティスとして規範化して各サービスの質を向上させます。

認証マーク取得のメリット

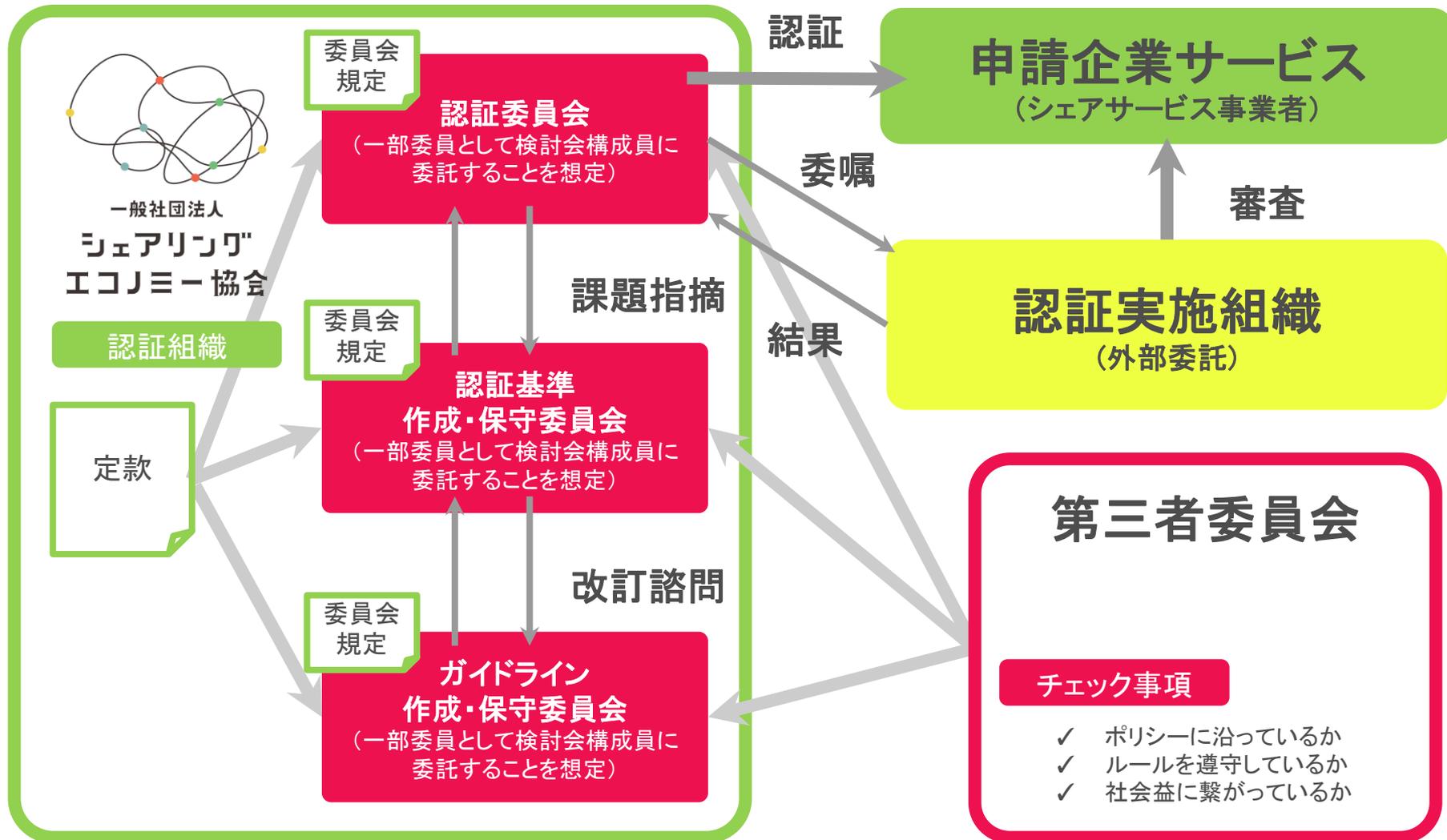
- A. 他のシェアサービスとの**差別化**
- B. **保険料の割引**（最大60%OFF）の適用
- C. **自治体連携**の円滑化
- D. **海外展開**への寄与（今後、日本の認証基準が国際標準になるよう国際会議の場で積極的にPRする予定）



認証制度の運用体制



認証制度の運用体制 — 最終的な組織 —



認証委員会委員

氏名・肩書き※敬称略 ◎：委員長 ※：認証実施Task Forceメンバー	
生貝 直人	東京大学大学院 情報学環 客員准教授
上田 祐司	一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 代表理事/株式会社 ガイアックス 代表執行役社長
坂下 哲也	一般財団法人 日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) 常任理事
辰巳 菊子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS) 常任顧問
中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院 メディアデザイン研究科 教授
増島 雅和 (※)	森・濱田松本法律事務所 弁護士
持丸 正明 (◎※)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人間情報研究部門研究部門長
森 亮二	弁護士法人英知法律事務所 弁護士

第三者委員会委員

氏名・肩書き※敬称略

◎：委員長

◎安念 潤司

中央大学大学院 法務研究科 教授

加藤 芳幸

一般財団法人 日本規格協会 執行役員

成原 慧

東京大学大学院 情報学環 客員研究員

Task Forceメンバー

□ 土井剛氏（(株)インターリスク総研 市場創生チーム）

内閣官房IT総合戦略室への出向経験もあり、検討会議にもすべて出席していたこともあり、シェアエコに関する知識が豊富。

□ 落合正人氏（(株)SONPOリスクアマネジメント 主席コンサルタント）

サイバーセキュリティー関連の有識者会議に多数の参画経験あり。

ア 登録事項

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (本人確認)
本人確認を行うこと（公的身分証明書・金融/携帯電話の個別番号等）

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (本人確認)
本人確認を行うこと（公的身分証明書・金融/携帯電話の個別番号等）。

☑ (許可等の確認)
サービスの提供において法令に基づく許可等が必要な場合、サービス提供者に、許可等を受けたことを証明する書類（電磁的記録を含む）の提出を求めること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (連絡手段の確保)
連絡手段を確保するため、メールアドレス、電話番号、SNSアカウント、住所・氏名のいずれかを登録させること。

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (利用規約の要約)
利用規約において、特に重要な点（安全性・適法性に関連する事項等）については、要約するなど分かりやすい形式にして、別に表示すること。

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (法令等へ抵触するおそれが高い分野の法令遵守)

サービスの態様に応じて、抵触のおそれが高い法令（業法、税法、著作権法等。）を特に明示して遵守させること。

☑ (利用規約の要約)

利用規約において、特に重要な点（安全性・適法性に関連する事項等）については、要約するなど分かりやすい形式にして、別に表示すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (利用規約の策定)

マッチングプラットフォームを利用するに当たって、提供者及び利用者が遵守すべき利用規約を明確に定めること…etc.

ウ サービスの質の誤解を減じる措置

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（事前面接等）

子供の安全の確保が求められるサービスについては、保護者が提供者の信用性を確認できる機会を設けること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（事前の問合せ等）

サービス提供の実施に先立って、提供者と利用者が相互に連絡、問合せ等サービス内容の確認を行うことができる機能を提供すること。

☑（提供者が個人であることの表示）

提供者が個人である場合は、利用者がその旨を明確に認識できるよう表示すること

☑（サービス内容の誤認等防止）

必要な情報について入力を必須とする措置や、誤解が生じやすい事項に関しては「FAQ」としてまとめる等サービス内容の誤認等を防止するための措置を講ずること。

☑（虚偽情報・規約違反情報の削除）

マッチングプラットフォーム上に掲載された虚偽の情報や利用規約に反する内容を適切に削除すること。

エ 事後評価

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑ (サービス実施結果の確認)

子どもの安全の確保が求められるサービスについては、サービス終了後に、提供者から保護者に対して実施結果を報告すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑ (評価の仕組み)

評価の仕組みを設けること。

☑ (評価の仕組みの利用促進)

レーティングによる分かりやすい表示や評価の記入を必須とするなど、評価の仕組みの利用を促進すること。

☑ (評価の仕組みの適正性確保)

低い評価を受けた者が、別人と誤認させる目的で複数アカウント登録することを禁止するなど、評価の仕組みの適正性を阻害する者を適切に排除するよう努めること。

オ トラブル防止及び相談窓口

【安全性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（事故への備え）

提供者に対し、賠償責任保険等の措置を備えるよう求める、シェア事業者において賠償責任保険等の措置を備えるなど、万が一の事故に備えること。

☑（提供者の本人確認）

利用者が事前に依頼した提供者本人であることを確認するよう、利用者に注意喚起すること。

☑（緊急事態等への対処方法）※子どもの安全

事故等が発生した場合の対処方法を提供者及び保護者間で明確にするよう促すこと

☑（サービス実施状況の確認）※子どもの安全

保護者の求めに応じて、提供者が保護者に対してサービスの実施状況等を連絡すること

【適法性が問題になる場合に要求される追加事項】

☑（許可等を証明する書類の提示）

提供者と利用者が直接対面するサービスにおいては、提供者に対し、許可書類を利用者に提示するよう周知し、利用者に対しもそれを確認するよう注意喚起すること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（相談窓口の設置）

提供者、利用者又は第三者から、電話や電子メール等による問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置すること等

☑（トラブル解決のサポート）

当事者間でのトラブル解決を基本としつつ、トラブルの解決に努めること。

【全てのプラットフォームに要求される事項】

☑（情報の取扱いに係る規律の整備）

提供者・利用者に係る情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備すること。

☑（組織体制の整備）

提供者・利用者に係る情報を取り扱う従業員が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分すること。

☑（情報の取扱い等）

あらかじめ整備された取扱方法に従って、提供者・利用者に係る情報が取り扱われていることを責任者が確認すること。

☑（漏えい等事案に対応する体制の整備）

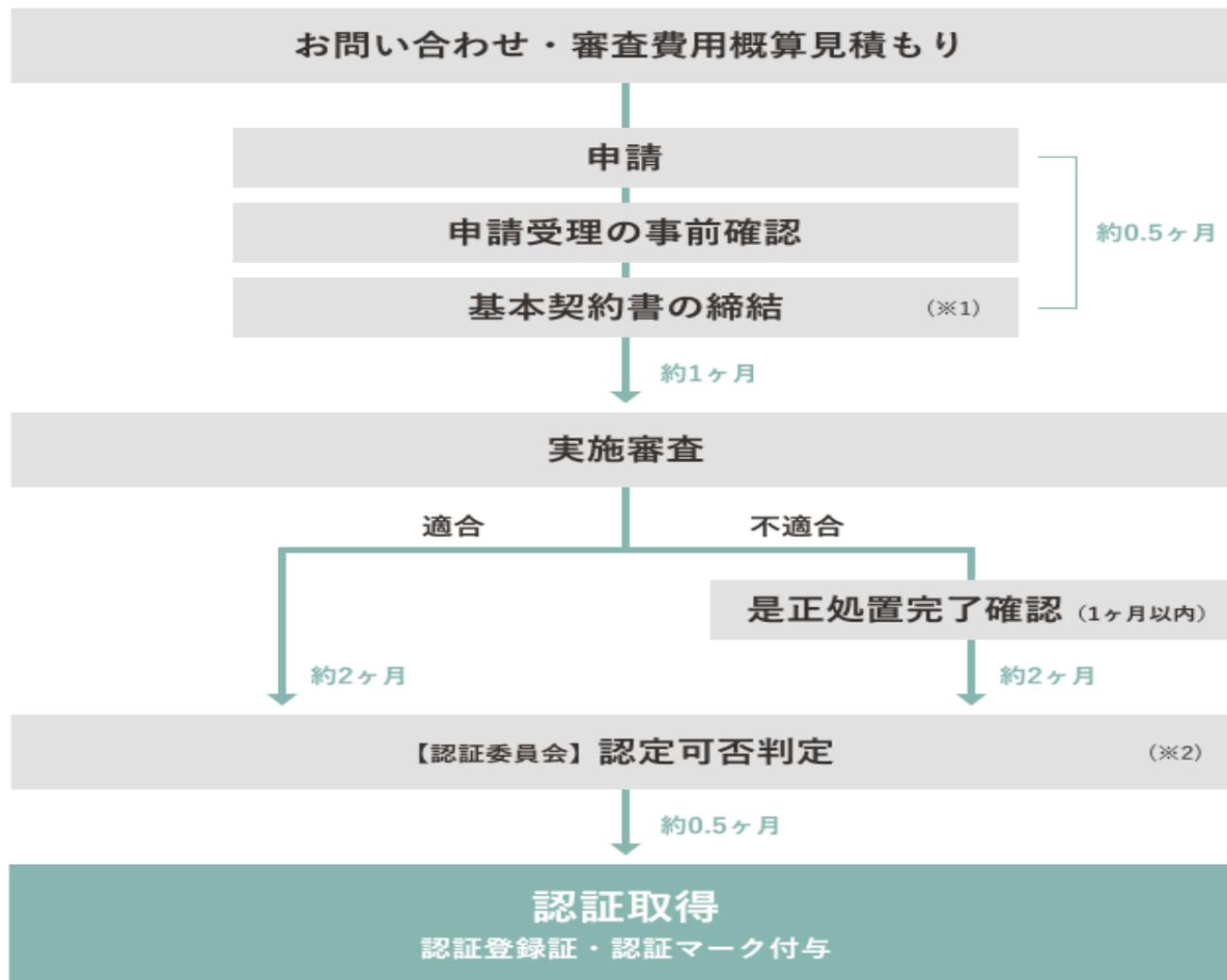
漏えい等の事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認すること。

☑（従業員の教育）

提供者・利用者に係る情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修等を行うとともに、情報についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むこと。

・・・etc.

審査フロー



審査フロー（具体的な申請フォーム内容は別紙参照）



シェアリングエコノミー認証制度 申請フォーム

シェアリングエコノミー認証制度にご賛同いただき、ありがとうございます。
「申請を始める」ボタンから、各事項にご回答下さい。

申請を始める

申請方法のご説明

本申請フォームは、

- 第1章 基礎情報
- 第2章 登録事項 ・ 本人確認
- 第3章 利用規約
- 第4章 サービスの誤解を減じる措置
- 第5章 サービスの事後評価
- 第6章 相談窓口 ・ トラブル防止
- 第7章 情報セキュリティ
- 第8章 リスク自己評価（安全性）
- 第9章 リスク自己評価（適法性）

で構成されています。

ご記入いただく内容は多岐にわたるため、一度に記入する場合は
相当な時間（数時間）が必要になることが予想されます。

章ごとに別個のフォームとなっていますので、
分割してご入力いただいても結構です。

（各章の最終ページから次章に自動的にリンクするよう設計されています）
お手数をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

[第1章「基礎情報」に進む](#)



第2章 登録事項・本人確認

登録事項及び本人確認に関わる事項についてご記入いただきます。
記入時間のめやすは、15分です。

[記入に進む](#)

①納税促進

一定の売り上げを超える提供者に対しては一斉送信等で確定申告を促すことの誓約を上乗せ基準として盛り込んだ。

②財務基盤の審査はせず

認証対象サービスを運営する企業の財務基盤については、判断が困難なため、審査しないこととした。ただし、ホスト（提供者）の売上金の分別管理は要求し、決済代行会社などを利用してプラットフォームの倒産リスクをホストに負担させないように注意喚起を行っている。

③社内規程の扱い

申請内容を「社内ルール」に準じた定めとして適用・改善していただける旨の宣言を以って、申請書を次回審査まで適合が維持される旨の根拠とした。

スケジュール

3月1日 第1回委員会

3月21日～ IWA カンファレンス@カナダ

4月10日 第2回委員会で報告

4月中 パブリックコメント募集

4月中旬～ 実証実験5社を対象に認証フロー確認

5月21日 第3回委員会で報告、フロー修正

6月1日 ローンチ・申請受付

7月25日 第1号グループに認証マーク付与

11月9日 第2号グループに認証マーク付与

2月26日 第3号グループ審査

ベンチマーク – プライバシーマーク –

プライバシーマーク	
URL	https://privacymark.jp/
概要	日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定し、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度。
認証組織	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）

ベンチマーク – 家事代行サービス認証 –

家事代行サービス認証

URL

<http://www.kaji-japan.com/>

概要

健全に事業を運営している事業者は非常に限られているのが実情という中、消費者が優良なサービス提供会社を見分けることが難しい傾向にあるため、家事代行サービス事業における認証基準を明確にした認証マークを発行し、会員企業を募り、消費者に多くのメリットを享受できるような関係を構築すること。

認証組織

一般社団法人全国家事代行サービス協会

ベンチマーク – SHARING ECONOMY TRUSTSEAL –

SHARING ECONOMY TRUSTSEAL

URL

<https://sharingeconomytrustseal.com/about/>

概要

世界初の民間団体によるシェアリングエコノミーに関連した認証マーク。プラットフォーム事業者のGood Practice Principlesを集めて基準にしている。MyShowcase、GrubClub、LiftShare、Under The Doormatという会社が実証実験を受け、第1号グループとして認証を受けている。第2号グループとしてAirbnb、StubHub、TrustedHousesitters、HiyaCarが認証を受けた（2017年5月）。オンライン決済に関するセキュリティやデータ保護、相互レビュー（透明なコミュニケーション）、ユーザーの本人確認、カスタマーサポート、明確な価格設定、保険の整備、安全安心のためのガイドライン（犯罪歴チェック、教育雇用歴チェック等）遵守など8つの事項を要求している。

認証組織

Sharing Economy UK

ISO対応状況

ISO対応状況

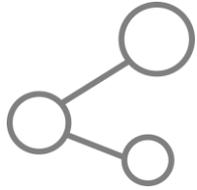
3月21日～ IWAカンファレンス@カナダ

5月～ 経済産業省国際標準課の協力の下、日本規格協会（JSA）の担当者（チーム）を設置。シェアリングエコノミー協会及びJSAを中心に、シェアリングエコノミー検討会議メンバーや、関係省庁（内閣官房、総務省、経済産業省等）と連携。

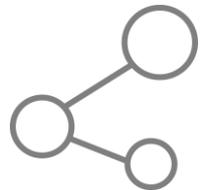
BSIと連携してモデルガイドラインを規格化（PAS）。TC設置後に共同提案する予定。

9月 IWA27“Guiding principles and framework for the sharing economy”発行

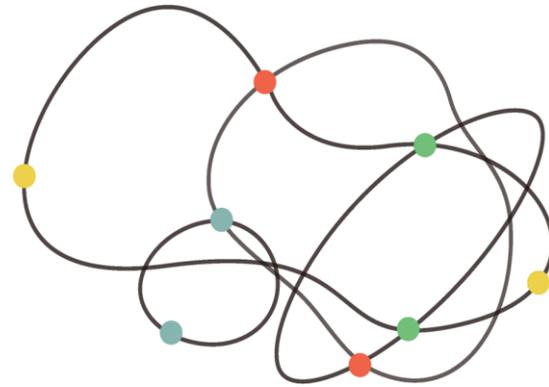
→ 2017年度中にPASドラフト作成、2018年度中にPAS完成目標



AI・シェアリングエコノミー・宇宙ビジネスなどの新しい経済圏に関するルールメイクの方法として「共同規制」は有効に機能する可能性があり、ISO化やJIS法の改正も含め注視していく必要がある。



国民が漠然とした不安を感じ、消極的になっているという点では情報銀行の仕組みも、シェアリングエコノミーも共通している。シェアエコ認証制度はまだまだ始まったばかりの制度ではあるが、うまく情報共有を図りながら「安全・安心のための取り組み」として一緒に歩を進めて行ければ良いのではないか。



SHARING
ECONOMY
ASSOCIATION JAPAN

No.	事項	内容	質問(詳細)	質問(詳細)	備考	※ レビューの順に下部の欄へ記入する。この枠がない場合は、自動に書き込めば記入する。			
						レビュー①	レビュー②	レビュー③	レビュー④
						署名	住所	名称	役職
1	第1章	総則(対象)について	本登録制度の対象は、主に個人間で資産等(スモールや時間などの無形のものも含みます)をマッチングするインターネット上のプラットフォームを運営する事業者です。不特定多数の者のためのプラットフォームを通じてサービスの提供を受ける者(ChC)が対象であるとは定めていません。上記に当てはまらない場合は、申請対象として受理されない可能性があります。また、登録マークは「事業者単位」ではなく「プラットフォーム単位」でも受けられます。	-					
2	第1章	総則(対象)について	上記に関して申訴すべき事項がある場合は、以下にご記入ください。	-					
3	第1章	申請事業者情報の登録①	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	申請事業者の名称					
4	第1章	申請事業者情報の登録②	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	会社法人等番号					
5	第1章	申請事業者情報の登録③	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	本店所在地(日本国内の場合も含む)					
6	第1章	申請事業者情報の登録④	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	資本金(円)					
7	第1章	申請事業者情報の登録⑤	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	従業員数(A)					
8	第1章	申請事業者情報の登録⑥	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	代表者氏名					
9	第1章	申請事業者情報の登録⑦	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	担当役員名					
10	第1章	申請事業者情報の登録⑧	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	担当役員連絡先(電話番号)					
11	第1章	申請事業者情報の登録⑨	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	担当役員連絡先(メールアドレス)					
12	第1章	申請事業者情報の登録⑩	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	(日本国外に本社がある場合)国内における事業所所在地					
13	第1章	申請事業者情報の登録⑪	以下の欄に、申請事業者に関する情報を入力してください。	(上場会社の場合)上場区分					
14	第1章	プラットフォーム情報の登録	以下の欄に、申請するプラットフォームに関する情報を入力してください。	プラットフォームの名称					
15	第1章	プラットフォーム情報の登録	以下の欄に、申請するプラットフォームに関する情報を入力してください。	URL					
16	第1章	プラットフォームの概要	以下の欄に、申請するプラットフォームの概要を入力してください。※ その際、以下の2点については必ず開示してください。 ① 開示しようとするプラットフォームが(例)売買、貸借、予約、お茶、モノ、サービス提供事業者間の取組(売上)にのみ限るもの(必須項目の取組を除く)	-					
17	第1章	提供者による情報設定の自由	提供者は、シェアするモノやサービスの登録を自由に設定できますか。	-					
18	第1章	提供者による情報設定の自由	上記に関して申訴すべき事項がある場合はご記入ください。	-					
19	第1章	提供者による受注拒否の自由	提供者は、シェアするモノやサービスの受注の是非を自由に決定できますか。	-					
20	第1章	提供者による受注拒否の自由	上記に関して申訴すべき事項がある場合はご記入ください。	-					
21	第1章	その他の質問事項①	エスロー決済やクレジットカードの登録を行っている場合、そのスキームについて入力してください。	決済等に使用するスキームの詳細					
22	第1章	その他の質問事項②	提供者の住所変更の促進に関する取組を行っている場合(例:納税義務があることを伝える電子メールを一斉送信するなど)、その取組の概略について入力してください。	該当申訴の促進に関する取組の詳細					
23	第2章	登録事項	利用者・提供者がいずれの情報の登録を受けられますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	メールアドレス					
24	第2章	登録事項	利用者・提供者がいずれの情報の登録を受けられますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	電話番号					
25	第2章	登録事項	利用者・提供者がいずれの情報の登録を受けられますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	SNSアカウント					
26	第2章	登録事項	利用者・提供者がいずれの情報の登録を受けられますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	住所・氏名					
27	第2章	登録事項	利用者・提供者がいずれの情報の登録を受けられますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	いずれも登録されていない					
28	第2章	登録事項	上記以外に利用者・提供者に係る登録事項がある場合はご記入下さい。	-					

※ レビューの順に下部の欄に記入する。このうちない場合は、自動にせず、「○」と記入する。

No.	事項	内容	質問(詳細)	質問(簡略)	備考	レビュー①			
						審査	上申	払済	二審
29	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[PLAN]実施(所管)部署・担当名称					
30	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[CHECK1]点検評価部署・評価名称					
31	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[CHECK2]点検頻度・時期					
32	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[CHECK3]点検評価方法・結果					
33	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[ACT1]報告部署・報告名称					
34	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[ACT2]報告頻度・時期					
35	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[ACT3]報告方法・結果					
36	第2章	登録事項に関するPOCAサイクル	選択した「登録事項」に関して、POCAを記入ください。	[備考]					
37	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	パスワード認証					
38	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	秘密の質問登録					
39	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	携帯電話番号					
40	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	SMS認証					
41	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	銀行口座情報/クレジットカード情報					
42	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	公的身分証明証(免許証/パスポート/健康証)					
43	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	マイナンバーカード					
44	第2章	本人確認(利用者)	利用者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	いずれも登録されていない					
45	第2章	本人確認(利用者)	上記以外に利用者の本人確認に活用しているものがあれば記入ください。	-					
46	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	パスワード認証					
47	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	秘密の質問登録					
48	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	携帯電話番号					
49	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	SMS認証					
50	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	銀行口座情報/クレジットカード情報					
51	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	公的身分証明証(免許証/パスポート/健康証)					
52	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	マイナンバーカード					
53	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	いずれも登録されていない					
54	第2章	本人確認(提供者)	提供者の本人確認に関して、いずれの情報の登録を受けていますか。該当する選択肢(複数可)を選択してください。	-					
55	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者の本人確認に関して、POCAを記入ください。	[PLAN]実施(所管)部署・担当名称					
56	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者の本人確認に関して、POCAを記入ください。	[CHECK1]点検評価部署・評価名称					

No.	事項	内容	契約(権利)	契約(権利)	備考	別添のメニュー下部の欄に記入する。そのほかない場合は、白紙にせず、「○」と記入する。			
						メニュー①	メニュー②	メニュー③	メニュー④
						署名	捺印	印鑑	二重
57	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【CHECK②】自検程度・時期				
58	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【CHECK③】自検評価方法・結果				
59	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【ACT①】報告標準・報告者名				
60	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【ACT②】報告程度・時期				
61	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【ACT③】報告方法・結果				
62	第2章	本人確認に関するPOCAサイクル	利用者及び提供者が「本人確認」に関して、POCAを記入しない。		【備考】				
63	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		① 利用者・提供者に法を遵守する旨の内容が含まれている				
64	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		② 利用者・提供者の公序良俗に反する行為を禁止している				
65	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		③ 提供者の他人の権利を侵害するサービス提供及び正当な権限に基づかないサービス提供を禁止している				
66	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		④ 利用規約違反があった場合は、違反者に対して、利用停止、会員資格の取消し等の処分を行うことができる旨の内容が含まれている				
67	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		⑤ マチンゲプラットフォーム上で掲載された連絡先や利用規約に関する内容変更時に掲載できる旨の内容が含まれている				
68	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		⑥ 個人情報を受け手が、個人を識別できる旨のデータ取得アカウントを登録することを禁止している				
69	第3章	利用規約の内容	利用規約に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		⑦ マチンゲプラットフォームを利用するに当たって、提供者及び利用者が遵守すべき利用規約を掲載している				
70	第3章	利用規約の内容	利用規約のURL及び、上記①～⑦に該当する利用規約の本文番号を以下に記入してください		-				
71	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【PLAN①】実施(所管)担当者: 担当者名				
72	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【PLAN②】制定の年数				
73	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【CHECK①】自検標準標準・担当者名				
74	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【CHECK②】自検程度・時期				
75	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【CHECK③】自検評価方法・結果				
76	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【ACT①】報告標準・報告者名				
77	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【ACT②】報告程度・時期				
78	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【ACT③】報告方法・結果				
79	第3章	利用規約に関するPOCAサイクル	「利用規約」に関して、POCAを記入しない。		【備考】				
80	第4章	サービスの提供を減じる措置	サービスの提供を減じる措置に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		① サービス提供の開始に先かって、提供者が利用者に対して連絡、問合せ等サービス内容の提供を行うことができる機能を提供している				
81	第4章	サービスの提供を減じる措置	サービスの提供を減じる措置に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		② 提供者が個人がある場合は、利用者がその旨を明確に認識できるような措置をとっている				
82	第4章	サービスの提供を減じる措置	サービスの提供を減じる措置に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		③ 必要な情報について入力必須とする段階や、機能が停止しない事項に際しては、その理由を明示してあらかじめサービス内容の提供を停止する旨の通知を通知している				
83	第4章	サービスの提供を減じる措置	サービスの提供を減じる措置に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		④ マチンゲプラットフォーム上で掲載された連絡先や利用規約に関する内容変更時に掲載することができる旨の内容を掲載している				
84	第4章	サービスの提供を減じる措置	上記①～④に該当する措置の内容が分かるウェブページのURL又は具体的な箇所を以下に記入して下さい		-				

※ レビューのルール:下部の欄に記入する。30分以内(45分以内)で、自動に書き、OK)と記入する。

No.	事項	内容	実況(詳細)	実況(詳細)	備考	レビュー①			
						署名	上書	印刷	二重
85	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(所管)部署・担当者を				
86	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK1]点検評価部署・評価者を				
87	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK2]点検頻度・時期				
88	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK3]点検評価方法・結果				
89	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT1]報告部署・報告者を				
90	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT2]報告頻度・時期				
91	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT3]報告方法・結果				
92	第4章	サービスの提供を減じる措置に関するPOCAサイクル	「サービスの提供を減じる措置」に関して、POCAをご記入ください。		[備考]				
93	第5章	事後評価	事後評価に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		① 評価の仕組み(レビューシステム)を設けている				
94	第5章	事後評価	事後評価に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		② レーティングシステムを導入している				
95	第5章	事後評価	事後評価に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		③ 必要の範囲について入力必須とする段階や、結果がどのくらい重要に課し、④ 担当AD(注)による承認等サービス内容の調整等を防止するための措置を講じている。				
96	第5章	事後評価	上記①～④の内容が分かるウェブページの URLまたは具体的な説明を以下に記入してください。また、評価の記入を必須とするなど、評価の仕組みの改善を促している施策があれば併せて記入してください。		-				
97	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(所管)部署・担当者を				
98	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK1]点検評価部署・評価者を				
99	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK2]点検頻度・時期				
100	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK3]点検評価方法・結果				
101	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT1]報告部署・報告者を				
102	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT2]報告頻度・時期				
103	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT3]報告方法・結果				
104	第5章	事後評価に関するPOCAサイクル	「サービスの事後評価」に関して、POCAをご記入ください。		[備考]				
105	第6章	トラブル防止及び相談窓口	トラブル防止及び相談窓口に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		① 提供先、利用者又は第三者から、電話やメール等による問合せ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置している				
106	第6章	トラブル防止及び相談窓口	トラブル防止及び相談窓口に関して、満たしている項目を選択してください。(基本的には、全ての項目を満たしていることが求められます)		② 当事務所でトラブル解決を基本としつつも、トラブルの解決に努めている				
107	第6章	トラブル防止及び相談窓口	上記①～④の内容が分かるウェブページの URLまたは具体的な説明(注)については、相談窓口の体制及びトラブル解決に当たってのフロー(を含む)を以下に記入してください。		-				
108	第6章	相談窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイクル	「相談窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(所管)部署・担当者を				
109	第6章	相談窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイクル	「相談窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK1]点検評価部署・評価者を				
110	第6章	相談窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイクル	「相談窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK2]点検頻度・時期				
111	第6章	相談窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイクル	「相談窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK3]点検評価方法・結果				
112	第6章	相談窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイクル	「相談窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT1]報告部署・報告者を				

No.	事項	内容	実施(確認)	実質(評価)	備考	別添A-1のA-1:下部の欄に記入する。このAがない場合は、自動に必ず「OK」と記入する。			
						セキュリ①	セキュリ②	セキュリ③	セキュリ④
						符合	不詳	不詳	不詳
113	第6項	情報窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイト	「情報窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。	【ACT】②報告制度-時期					
114	第6項	情報窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイト	「情報窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。	【ACT】③報告方法-結果					
115	第6項	情報窓口及びトラブル防止に関するPOCAサイト	「情報窓口及びトラブル防止」に関して、POCAをご記入ください。	【備考】					
116	第7項	5分で作成可能な自社診断:結果のダウンロード	独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)のホームページ上にある「5分で作成可能な自社診断」に基づき、セルフチェックを実施してください。 https://www.ipa.go.jp/security/manager/ownname/guide/5min.html	-					
117	第7項	情報セキュリティポリシーのアップロード	社内規程として情報セキュリティポリシーを定めている場合は、当該データをアップロードして下さい。	-					
118	第7項	中小企業における継続的な情報セキュリティガイドライン	以下のURLのウェブページの内容及び中小企業における継続的な情報セキュリティガイドラインを確認してください。 https://www.ipa.go.jp/security/manager/knowname/guideline.html	-					
119	第7項	情報セキュリティに関する施策	情報セキュリティに関する施策に関して、以下のいずれかを選択してください。	① クラウドカーン情報等を自社で保有していない					
120	第7項	情報セキュリティに関する施策	情報セキュリティに関する施策に関して、以下のいずれかを選択してください。	② クラウドカーン情報等を自社で保有しているが、番号化し、適切な管理体制を定めている					
121	第7項	情報セキュリティに関する施策	情報セキュリティに関する施策に関して、以下のいずれかを選択してください。	③ 決済代行会社 (Stripe, Paypal, GMOペイメントゲートウェイ等) を利用している					
122	第7項	情報セキュリティに関する施策	上記①～③の内容が分かる具体的な説明 (他社に情報セキュリティに関する業務の一部又は全部を委託している場合、その監督体制) を以下に記入して下さい。	-					
123	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【PLAN】実施(所要)部署-担当者					
124	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【CHECK】①点検評価部署-評価者					
125	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【CHECK】②点検制度-時期					
126	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【CHECK】③点検評価方法-結果					
127	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【ACT】①報告部署-担当者					
128	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【ACT】②報告制度-時期					
129	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【ACT】③報告方法-結果					
130	第7項	情報セキュリティに関するPOCAサイト	「情報セキュリティ」に関して、POCAをご記入ください。	【備考】					
131	第8項	サービスが生命・身体に危害を及ぼす可能性について	内容管理(検索機能)が利用したモバイルアプリを除外し、提供されるサービス及びマッピング行為の内容について、以下のいずれかを選択してください。	プラットフォームで提供されるサービスが生命・身体に危害を及ぼす可能性がある					
132	第8項	サービスが生命・身体に危害を及ぼす可能性について	内容管理(検索機能)が利用したモバイルアプリを除外し、提供されるサービス及びマッピング行為の内容について、以下のいずれかを選択してください。	プラットフォームで提供されるサービスが生命・身体に危害を及ぼす可能性がない					
133	第8項	サービス提供に関するリスク等の自己診断(保安内容)	提供されるサービス内容が、生命・身体に危害を及ぼす可能性があると思われる場合、その内容を具体的に記入してください。	【例】ペーパードキュメントのマッピングサービス 自社のモバイルアプリケーション クラウドサービス など					
134	第8項	利用規約に関する追加要件事項	利用規約の料(安全性・適法性)に関連する事項等)に関して、以下のいずれかを選択してください。	A 要件などが分かりやすい形式にて、別に表示している					
135	第8項	利用規約に関する追加要件事項	利用規約の料(安全性・適法性)に関連する事項等)に関して、以下のいずれかを選択してください。	B 別項に表示していない					
136	第8項	利用規約に関する追加要件事項	Aの場合、該当するウェブページ(URL)を以下に記入して下さい。なお、利用規約とはなく、ヘルプページ等において分かりやすく表示している場合は当該ページのURLを記入して下さい。	-					
137	第8項	利用規約に関する追加要件事項に関するPOCAサイト	「利用規約に関する追加要件事項」に関して、POCAをご記入ください。	【PLAN】①実施(所要)部署-担当者					
138	第8項	利用規約に関する追加要件事項に関するPOCAサイト	「利用規約に関する追加要件事項」に関して、POCAをご記入ください。	【PLAN】②定の手順					
139	第8項	利用規約に関する追加要件事項に関するPOCAサイト	「利用規約に関する追加要件事項」に関して、POCAをご記入ください。	【CHECK】①点検評価部署-評価者					
140	第8項	利用規約に関する追加要件事項に関するPOCAサイト	「利用規約に関する追加要件事項」に関して、POCAをご記入ください。	【CHECK】②点検制度-時期					

No.	項目	内容	項目(詳細)	項目(詳細)	備考	別添のルール、下部の欄に記入する。この小がたい場合は、自動に書き、OKと記入する。			
						レギュラー①	レギュラー②	レギュラー③	レギュラー④
						備考	上書	印刷	二重
141	第8章	利用規約に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「利用規約に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]③点検評価方法-結果				
142	第8章	利用規約に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「利用規約に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-報告者				
143	第8章	利用規約に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「利用規約に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-時期				
144	第8章	利用規約に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「利用規約に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告方法-結果				
145	第8章	利用規約に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「利用規約に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[備考]				
146	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限りです。		A 提供者が提供者の信頼性を確認できる機会を設けている(オンラインでの確認等)				
147	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限りです。		B 提供者が提供者の信頼性を確認できる機会を設けていない				
148	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限りです。		C 子供の安全の確保が求められるサービスに該当しない				
149	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項	Aを選択した場合、該当する措置の内容が分かるウェブページの URL又は具体的な説明を以下に記入して下さい		-				
150	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[PLAN]実施(改善)担当者-担当名称				
151	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]③点検評価結果-評価者				
152	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]②点検評価-時期				
153	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]③点検評価方法-結果				
154	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-報告者				
155	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-時期				
156	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告方法-結果				
157	第8章	サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの信頼を減じる措置に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[備考]				
158	第8章	事後評価に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限られます。		A サービス終了時に、提供者から保護者に別添て実施結果を報告されている				
159	第8章	事後評価に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限られます。		B 特段報告されていない				
160	第8章	事後評価に関する追加要求事項	該当する選択肢を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、子供の安全の確保が求められるサービスに限られます。		C 子供の安全の確保が求められるサービスではない				
161	第8章	事後評価に関する追加要求事項	Aを選択した場合、その概要が分かるウェブページの URL又は具体的な説明を以下に記入して下さい		-				
162	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[PLAN]実施(管理)担当者-担当名称				
163	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]③点検評価結果-評価者				
164	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]②点検評価-時期				
165	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[CHECK]③点検評価方法-結果				
166	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-報告者				
167	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告改善-時期				
168	第8章	サービスの事後評価に関する追加要求事項に関するPDCAサイクル	「サービスの事後評価に関する追加要求事項」に関して、PDCAを記入ください。		[ACT]③報告方法-結果				

No.	種別	内容	実況(期待)	実況(期待)	備考	別メニューのメニュー下部の欄に記入する。この小がたい場合は、自動に書き、OKと記入する。			
						メニュー①	メニュー②	メニュー③	メニュー④
						番号	名称	名称	番号
169	第8章	サービスの事後詳細に関する追加要求事項に関するPOCAサイクル	「サービスの事後詳細に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		【備考】				
170	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。		A 提供者に詳細な脆弱性情報等の提供を促さるよう求めているなど、万が一の事態に備えている				
171	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。		B シニア事業者において脆弱性情報等の提供を促さるよう、万が一の事態に備えている				
172	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。		C 提供者と利用者間で脆弱性に関するサービスである場合、利用者が脆弱性に依拠し脆弱性を本人で対応するよう、提供者に依頼している				
173	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。		D 提供者と利用者間で脆弱性に関するサービスではない				
174	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	A-Cを選択した場合、その内容が分かるウェブページのURL又は具体的な説明を以下に記入してください。		-				
175	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(所管)担当者-担当者名				
176	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検評価担当者-評価者名				
177	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検頻度-頻度				
178	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検評価方法-結果				
179	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告担当者-報告者名				
180	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告頻度-頻度				
181	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告方法-結果				
182	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		【備考】				
183	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、事後の安全の確保が求められるサービスに限られます。		A 緊急事態、急激な発生した場合の対応方法を提供および保護者間で確認する必要がある				
184	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、事後の安全の確保が求められるサービスに限られます。		B サービスの提供の途途中で発生し、緊急時の対応として、提供者が保護者に対してサービスの業務状況等を通知する必要がある				
185	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、事後の安全の確保が求められるサービスに限られます。		C 特定の指を指していない				
186	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	該当する選択枝(複数可)を選択してください。以下の要求事項が必要となるのは、事後の安全の確保が求められるサービスに限られます。		D 事後の安全の確保が求められるサービスではない				
187	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	AまたはBを選択した場合、当該内容が分かるウェブページのURL又は具体的な説明を以下に記入してください。		-				
188	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(所管)担当者-担当者名				
189	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検評価担当者-評価者名				
190	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検頻度-頻度				
191	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[CHECK]点検評価方法-結果				
192	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告担当者-報告者名				
193	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告頻度-頻度				
194	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		[ACT]報告方法-結果				
195	第8章	脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項	「脆弱性レポートの提出のための方針に関する追加要求事項」に関して、POCAをご記入ください。		【備考】				
196	第9章	サービス提供に関するリスク等の自己評価(選定)	内容管理/自己評価が用いたモデル/ガイドラインを記述し、提供されるサービス/およびマッピング行為の内容について、以下いずれかを選択してください。		提供されるサービス/およびマッピング行為の内容が、後者に抵触する恐れがある				

No.	事項	分類	説明(詳細)	説明(簡略)	備考	別添のルール下部の欄に記入する。この入力欄は、自署にせず、CHJに記入する。			
						レビュー①	レビュー②	レビュー③	レビュー④
						番号	名称	名称	内容
197	第9章	サービス提供に関するリスク等の自己評価(適法性)	内閣官庁(行政監視)が申し渡したモデルガイドラインを踏まえ、提供されるサービス及びマーケティング行為の内容について、以下のいずれかを選択してください。	提供されるサービス及びマーケティング行為の内容が、法令に抵触するおそれはない。					
198	第9章	サービス提供に関するリスク等の自己評価(適法性)	提供されるサービス及びマーケティング行為の内容が、法令に抵触するおそれがあると認められた場合、その内容を具体的に記入してください。	(例)提供されるサービスが個人情報/適法適法性に抵触するおそれがある。					
199	第9章	登録事項に関する追加請求事項	サービスの提供における法令に基づき特許等に關して、以下のいずれかを選択してください。		A サービス提供等に、特許等を受けたことを証明する書類(電磁的記録を含む)の提出を要していない。				
200	第9章	登録事項に関する追加請求事項	サービスの提供における法令に基づき特許等に關して、以下のいずれかを選択してください。		B 特許権を譲渡していない。				
201	第9章	登録事項に関する追加請求事項	Aの場合、その内容が分かるウェブページの URL又は具体的な説明を以下に記入して下さい。		-				
202	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[PLAN]実施(管理)計画-担当名				
203	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK1]自検評価結果-評価者名				
204	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK2]自検評価-時期				
205	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK3]自検評価方法-結果				
206	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT1]報告部署-報告者名				
207	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT2]報告頻度-時期				
208	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT3]報告方法-結果				
209	第9章	登録事項に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「登録事項に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[備考]				
210	第9章	利用規約に関する追加請求事項	契約のおそれが高い法令の遵守に關して、以下のいずれかを選択してください。		A サービスの提供に際して、契約のおそれが高い法令(憲法、民法、著作権法等)を特に明示して遵守されている。				
211	第9章	利用規約に関する追加請求事項	契約のおそれが高い法令の遵守に關して、以下のいずれかを選択してください。		B 利用規約において、特に重要な点(安全性・適法性に關連する事項等)については、契約する前に分かりやすく提示して、同意を得られている。				
212	第9章	利用規約に関する追加請求事項	契約のおそれが高い法令の遵守に關して、以下のいずれかを選択してください。		C 特例の措置を講じていない。				
213	第9章	利用規約に関する追加請求事項	AまたはBを選択した場合、当該内容が分かるウェブページの URL又は具体的な説明を以下に記入して下さい。		-				
214	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[PLAN1]実施(管理)計画-担当名				
215	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[PLAN2]制定の手続き				
216	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK1]自検評価結果-評価者名				
217	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK2]自検評価-時期				
218	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[CHECK3]自検評価方法-結果				
219	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT1]報告部署-報告者名				
220	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT2]報告頻度-時期				
221	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[ACT3]報告方法-結果				
222	第9章	利用規約に関する追加請求事項に関するPOCAタイトル	「利用規約に関する追加請求事項」に關して、POCAをご記入ください。		[備考]				